

1963年3月5日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時20分～午後零時1分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比 藤 定 亮	3番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 景
7番	稻 領 正 康	8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁	12番	大 川 昇
13番	伊 佐 真 得	14番	仲 村 喜 永	15番	宮 城 盛 昌
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助
20番	仲 村 盛 光	21番	古波藏 清次郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。

19番 武 島 行 男

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 貝 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
 総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢 一 安一
 建設課長 桑江 良徳 水道課長 長 星 将 俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 敏 伊 佐 正 義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第8号, 請負契約を締結することについて

日程第2. ^{議案第9号}一時借入れをすることについて

1963年3月5日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時20分~午後零時1分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	相嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎		

3. 欠席議員は次のとおりである。

19番 武島行男

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 呉屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第8号、請負契約を結ぶことについて

日程第2. 一時借入れをすることについて

7. 会議の顛末

議 長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立致しました。よつて只今より第4回目の会議を開きます。
(午前10時20分)

議 長～日程第1. 議案第8号、請負契約を結ぶことについてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由については、今先事務局から説明上げた通りであります。その他諸部については、皆様の御質疑に応じたいと思つておりますので宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番 ～このプリントだけでは、場所、延長等が分りませんので、議長から具体的に御説明願います。

建設課長～では御説明申し上げます。場所は大山地内の旧鉄道線で、大山公園の前の十又路から大山小学校の南側に出る道路であります。長さが457米幅8米であります。入札の結果は15名指名致しまして全部参加しております。北郷(6,123)大浜(6,600)多和田(6,600)山城(5,900)萩原(5,895)平良(5,800)仲嶺(5,700)仲村(5,650)天願(5,580)北郷良雄(5,500)仲吉良栄(5,000)その内仲吉良栄氏が落札しております。

8 番～履行期限について、5月15日(71日間)となつておりますが、それを過ぎた場合、なにか条件があるかどうか。

建設課長～別にありませんが、工事員誌を提出するようになっておりますのでそれによつて考慮する。

8 番～仲吉さんの経歴について御説明願います。

建設課長～工務出張所の紹介によつて指名してあります。又この人は愛知の農道等も作った方です。

5 番～これは市道に認定されておりますか。

建設課長～はいそうなつております。

7. 会議の顛末

議 長～出席20名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会は成立致しました。よつて只今より第4回目の会儀を開きます。
(午前10時20分)

議 長～日程第1. 議案第8号、請負契約を結ぶことについてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案理由については、今先事務局から読み上げた通りであります。その他補部については、皆様御質疑に応じたいと思つておりますので宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～このプリントだけでは、場所、延長等が分りませんので、課長から具体的に御説明願います。

建設課長～では御説明申し上げます。場所は大山地内の旧鉄道線で、大山公園館の前の十又路から大山小学校の南側に出る道路であります。長さが457米幅8米であります。入札の結果は15名指名致しまして全部参加しております。比嘉(6,123)大浜(6,600)多和田(6,600)山城(5,900)桃原(5,895)平良(5,800)仲領(5,700)仲村(5,650)天願(5,580)比嘉良雄(5,500)仲吉良栄(5,000)その内仲吉良栄氏が落札しております。

8 番～履行期限について、5月15日(71日間)となつておりますが、それを過ぎた場合、なにか条件があるかどうか。

建設課長～別にありませんが、工事日誌を提出するようになっておりますのでそれによつて考慮する。

8 番～仲吉さんの経歴について御説明願います。

建設課長～工務出張所の紹介によつて指名してあります。又この人は愛知の農道等も作った方です。

5 番～これは市道に認定されておりますか。

建設課長～はいそうなつております。

5 番～大山地内で市道に認定されたものは何所か。

建設課長～これ1カ所です。

4 番～真志喜の(松木氏)道路から大山公民館の前まで連絡できないかどうか。

建設課長～都市計画によつて連絡したいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時)

議長～再開致します。(午前11時20分)

議長～大体質問もつきたようではありますが、質疑を打切つてよいかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では討論を求めます。

4 番～前年度においてやるべきであつたものが、本年度まで持ち越されたことは、その地域の住民に不便をあたえたということになりますが、しかし財源の関係でそうなつていると、又、000\$の内、4,000\$が政府補助でありますので、早急にやつてもらいたい。尚、従来工事において期間が延びている傾向がありますので、その点当局としても充分なる監督をせらうよう御要望申し上げて、原案に賛成致します。

3 番～原案に賛成であります。御要望申し上げます。

大山小学校の南側には、相当住宅が築かれており車の出入等において考慮してもらいたい。又現在大山小学校の建設途中でもありますので、工事施行者と充分なる話し合をもつて進められるよう御要望申し上げて原案に賛成致します。

議長～外にございませんか、なければ討論を打ち切りたいと思つております。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第8号請負契約を結ぶことについてを、表決に付します。

5 番～大山地内で市道に認定されたものは何所か。

建設課長～これ1カ所であります。

4 番～真志喜の(松本氏)道路から大山公民館の前まで連結できないかどうか。

建設課長～都市計画によつて連結したいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時)

議長～再開致します。(午前11時20分)

議長～大体質問もつきたようであります。質疑を打切つてよいかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～では討論を求めます。

4 番～前年度においてやるべきであつたものが、本年度まで持ち越されたことは、その地域の住民に不便をあたえたということになりますが、しかし財源の關係でそうなつていふ。又5,000\$の内4,000\$が政府補助でありますので、早急にやつてもらいたい。尚、従来の工事において期間が延びている傾向がありますので、その点当局としても充分なる監督をしてもらふよう御要望申し上げて、原案に賛成致します。

3 番～原案に賛成であります。御要望申し上げます。

大山小学校の兩側には、相当住宅が建築されており車の出入等において考慮してもらいたい。又現在大山小学校の建設途中でもありますので、工事施行者と充分なる話し合をもつて進められるよう御要望申し上げて原案に賛成致します。

議長～外にございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思ひますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第8号請負契約を結ぶことについてを、表決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ。

議 長～全員御異議がないようでありますので、議案第8号請負契約を結ぶことについてを、原案通り可決決定致します。

議 長～冒程第2、議案第9号、一時借入れをすることについてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先に一時借入れをしなければならないと申し上げましたが、金額、方法については別記に示めされた通りであります。
尚、詳しいことについては、皆様方の御質疑に応じたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

1 番～市町村自治法第160条の第2項に、借入の場合その会計年度内の収入で償還しなければならないとなつておりますが、借入期間が4ヶ月以内となつているが、本年度会計年度で償還する理由について。

水道課長～この借入額が21,600\$であるが、契約書の中に政府からの補助が来た場合は、全額償還にあてるとあるという条項があります。

何故10,00\$必要であるかと申しますと、借入額が21,600\$であります。現在その額までは返しておりません。

何故かと申し上げますとその中で去つた2月末に更正予算にもありましたが、今度新しく700栓の給水工事をやりたいと思つて、開発公社に64年度まで支払を延期してもらふよう陳情書を提出してあります。公社としても理事会を開いて検討するようになっております。公社の方では1万\$余りは公債に入れるべき金であるから、償還しておいた方がよいであろうとの事で、一時借入れをしたいと思つております。

4 番～利息が年歩0,024%となつておりますが、もつと利息の安い金融機関はないかどうか。

又農協からの借入であります。額が少なくとも0,024%・10,00\$も0,024%となつておりますが、もつと安い機関はないかどうか。

水道課長～この件については、お互の金融機関である農協を利用した方がよいとのことで。

議 長～原案に御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ。

議 長～全員御異議がないようでありますので、議案第8号請負契約を結ぶことについてを、原案通り可決決定致します。

議 長～日程第2。議案第9号、一時借入れをすることについてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～先に一時借入れをしなければならないと申し上げましたが、金額、方法については別記に示めされた通りであります。
尚、詳しいことについては、皆様方の御質疑に応じたいと思っております。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

1 番～市町村自治法第160条の第2項に、借入の場合その会計年度内の収入で償還しなければならないとなつておりますが、借入期間が4ヶ月以内となつているが、本年度会計年度で償還する理由について。

水道課長～この借入額が21,600\$であるが、契約書の中に政府からの補助が来た場合は、全額償還にあてるという条項があります。

何故10,00\$必要であるかと申しますと、借入額が21,600\$でありませんが、現在その額までは達しておりません。

何故かと申し上げますとその中で去つた2月末に更正予算にもありましたが、今度新しく700栓の給水工事をやりたいと思つて、開発公社に64年度まで支払を延期してもらつよう陳情書を提出してありますが、公社としても理事会を開いて検討するようになつております。公社の方では1万\$余りは繰越に入れるべき金であるから、償還しておい方がよいであらうとの事で、一時借入をしたいと思つております

4 番～利息が日歩0,024仙となつておりますが、もつと利息の安い金融機関はないかどうか。

又農協からの借入であります、額が少なくとも0,024仙・10,00\$も0,024仙となつておりますが、もつと安い機関はないかどうか。

水道課長～この件については、お互の金融機関である農協を利用した方がよいとのことで。

16番～これはあくまでも公社へ償還するためのものであるのか。
 前の予算更正をした場合、こういうことは考へなかつたので、そのための借入れがあるのか。
 償還金は毎会計年度いくらと当初からの計画がなされていると思うが年度内の償還額に相違があつたのかどうか。又事業面が増えたのでそうなつたのか。

市長～本年度の8月、9月になれば問題はないが、理事会を開く前に返すべきものは返しておいた方が良くと思つて、今で借入の体制に置く方が向の理事会の了解を得易いということで、8月まで待たずに今で返して置こうということでありませう。

5番～同発公社の利息はいくらか。

水道課長～4分であります。

5番～8月に返済すべき金を、あえて高い利息の金を借入して償還するか又返すべき最終期限はいつか。

水道課長～公社から返せと云つた場合は匯ぐ返さなければならぬ。これは8月までに返せと云つてはありませぬ、当然支払うべきものは何時でも支払われなければならない。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前11時54分)

議長～質疑打切の声がありますが、
 (異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることと致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

5番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お語り致します。動議のとおり討論を省略することと御異議をございませんか。

16番～これはあくまでも公社へ償還するためのものであるのか。
前の予算更正をした場合、こういうことは考へなかつたので、そのための借入れもあるのか。
償還金は毎会計年度いくらと当初からの計画がなされていると思うが年度内の償還額に相違があつたのかどうか。又事業面が増えたのでそうなつたのか。

市長～本年度の8月、9月になれば問題はないが、理事会を開く前に返すべきものは返しておいた方が良く思つて、今で借入の体制に置く方が向の理事会の了解を得易いということで、8月まで待たずに今で返して置かうということでありませう。

5番～開発公社の利息はいくらか。

水道課長～4分であります。

5番～8月に返済すべき金を、あえて高い利息の金を借入して償還するか又返すべき最終期限はいつか。

水道課長～公社から返せせと云つた場合は直ぐ返さなければならぬ。
これは8月までに返せせということではありません、当然支払うべきものは何時でも支払はねばならぬ。

議長～暫休憩致します。(午前11時45分)

議長～再開致します。(午前11時54分)

議長～質疑打切の声がありますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します

議長～本案に対する討論を求めます。

5番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しましたお語り致します。動議のとおり討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致します。

議 長～では、議案第9号、一時借入れをすることについてを案決に付します
原案に御異議ございませんか。

全 員～賛成と呼ぶ

議 長～御異議がないものと認め、議案第9号、一時借入れをすることについてを、原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午前 11 時 57 分)

議 長～再開致します。(午後 零 時)

議 長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉
づることに致します。尚明日は午前10時より会議を開くことに致します。

散会 (午後 零 時 1 分)

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では、議案第9号、一時借入れをすることについてを表決に付します
原案に御異議ございませんか。

全員～賛成と呼ぶ

議長～御異議がないものと認め、議案第9号、一時借入れをすることについてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時57分)

議長～再開致します。(午後零時)

議長～本日の日程は全所終了致しましたので、これを以つて本日の会議を閉
づることに致します。尚明日は午前10時より会議を開くことに致し
ます。
散会 (午後零時1分)